

令和 8 年度  
大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金 募集要項

**1. 補助金交付の趣旨**

本市の文化芸術活動及び市民活動を促進し、大牟田市文化芸術振興プランに掲げた施策の推進ならびに市民との協働のまちづくりを推進するため、文化芸術活動者提案型の大牟田市と文化芸術活動団体または文化芸術活動者との協働による文化芸術活動に対して補助金を交付し、市民の文化芸術活動を支援します。

**2. 補助金交付の対象となる団体または個人**

次のいずれかの団体または個人が対象となります。

- (1) 市内団体（市内で活動する市民を中心に構成する団体）  
市内で活動する団体で、市内に居住、通勤又は通学する 3 人以上で構成される団体。
- (2) 市内個人（市内で活動する個人）  
市内で活動する個人で、市内に居住、通勤又は通学する個人

ただし、次のいずれかに該当する団体または個人は、補助金交付対象となりません。

- (1) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していない団体
- (2) 年間の事業計画がなく、事業収支が明確でない団体
- (3) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする団体又は個人
- (4) 宗教の教義を広め、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体又は個人
- (5) 政治上の主義を推進し、特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体又は個人
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制の下にあるもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (7) 暴力団員が役員となっている団体。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体又は個人。
- (9) 補助金の交付の対象となる団体の代表者又は個人が未成年である場合に、法定代理人(親権者又は未成年後見人)の同意が確認できないもの。

### 3. 補助金の概要

#### (1) 事業の種類及び内容

項目	内容
対象事業	文化芸術の鑑賞・体験、文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与すると認められるもの（大牟田市文化芸術振興プランに掲げた基本目標の達成に資するもの） ※大牟田市内で実施される事業に限る
補助金交付期間	交付決定日から令和9年3月末までに実施された事業
最長継続年	同一団体または個人に対して初回交付から3年間
補助金交付事業数	3事業程度 ※予算の範囲内
補助金交付率 限度額	補助金交付対象経費のうち、他の補助金交付金を控除した金額の10分の9以内。ただし、10万円を限度とする。なお、交付率は、2年目は4分の3以内、3年目は2分の1以内とする。

#### (2) 補助金交付の対象とならない事業

- ① 営利を目的とした事業
- ② 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- ③ 事業効果が特定の団体または個人のみにも帰属する事業（広く一般に公開されない事業）
- ④ 国又は地方公共団体による補助金等の交付を受ける事業
- ⑤ 団体又は個人が毎年度、定例的に行っている事業（ただし、当該事業の中で新たな取組と認められる事業を除く）
- ⑥ その他市長が適当でないと認める事業

#### (3) 補助金交付の対象となる経費

項目	内容
報 償 費	出演料、謝礼金、賞賜金等
旅 費	講師等の交通費、宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品、書籍、食材等の購入費等
食 糧 費	講師等の弁当代等
役 務 費	会場設営費、展示工作・撤去費等
委 託 料	公演委託費等
印 刷 製 本 費	パンフレット、ポスター等の制作費、印刷費等
使用料・賃借料	施設使用料、機器等リース料等
通 信 ・ 運 搬 費	郵便料等

手 数 料	振込手数料等
保 険 料	イベント保険料等
そ の 他 の 経 費	市長が特に認める経費

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- ①商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
- ②航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金など）
- ③観光を目的とした旅費
- ④スタッフ用のジャンパー、Tシャツ、法被など
- ⑤レセプション、パーティー、打ち上げに係る経費
- ⑥団体の経常的な運営に関する経費
- ⑦領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
- ⑧その他、事業の実施に直接関係のない経費
- ⑨その他、社会通念上適切と認められないもの

#### 4. 申請期間・方法

##### (1) 申請期間

令和8年7月1日（水）～7月31日（金）必着

※8月中旬に審査を行い、交付決定の可否および条件等を決定します。

##### (2) 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、大牟田市生涯学習課文化芸術担当に提出してください。

※書類作成方法など、事前にご相談ください。

##### 【提出先】

大牟田市生涯学習課文化芸術担当

〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地

TEL 0944-41-2864 FAX 0944-41-2210

##### 【提出方法】

メール、郵送または持参

##### (3) 申請書類

募集要項及び申請書類は、生涯学習課（生涯学習支援センター（延命庁舎））で入手、または、市公式ホームページからダウンロードできます。

##### 【申請書類】

- ①大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金事業提案書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第1号その1）

- ③事業収支予算書（様式第1号その2）
- ④団体調書（様式第1号その3）※団体の場合のみ
- ⑤誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（様式第1号その4）
- ⑥同意書（様式第1号その5）※団体の代表者又は個人が未成年の場合のみ
- ⑦定款、規約またはこれに準ずるもの ※団体の場合のみ
- ⑧その他参考資料 ※活動内容や活動実績等が分かる資料（任意）

## 5. 選考方法

「大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金庁内等審査会」による書類審査を行います。

審査会終了後、採択を決定し速やかに結果を団体又は個人あてに文書で通知します。  
 なお、採択の決定にあたり、必要に応じて条件を付する場合があります。

## 6. 補助金交付申請・決定

補助金交付対象事業の採択を受けた団体又は個人は、速やかに大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付申請書（様式第5号）を提出してください。

その際、提案時から変更があった場合は、変更後の書類も一緒に提出してください（提案時の事業計画や事業予算は審査会を経て決定しているため、原則、提案内容に沿って事業を行ってください）。

補助金交付決定後は速やかに結果を団体又は個人あてに文書で通知します。

交付決定前の支出については補助金交付の対象となりませんのでご注意ください（補助金交付決定通知書に記載された日以降の支出が対象となります）。

## 7. 大牟田市による行政的支援

補助金交付対象事業の採択を受けた団体又は個人は、大牟田市と協働で事業を実施します。

大牟田市においては、具体的に次のような内容にて補助金交付対象団体又は補助金交付対象者を支援します。

- ・ 補助金交付対象事業運営全般の相談窓口
- ・ 大牟田市の共催名義の使用  
 ※共催とは、事業の企画、運営等に参画し、共同主催者としての責任を明確にし、分担するものをいいます。
- ・ 補助金交付対象事業の広報支援
- ・ 機器等の貸与
- ・ その他必要に応じた行政的支援 など

## 8. 事業の実績報告

- (1) 事業完了後1月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

### 【提出書類】

- ① 大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金実績報告書(様式第10号)
- ② 事業報告書 (様式第10号その1)
- ③ 事業収支決算書(様式第10号その2)
- ④ 領収書(写)
- ⑤ 購入した備品の写真やその他参考となる資料

## 9. 補助金の返還義務

次の場合は補助金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) その他この要項の規定に違反したとき。

## 10. 留意事項

- (1) 申請団体または個人が同一事業において、国又は地方公共団体による補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の事業については、申請することができません。また、交付決定を受けた団体または個人で、国又は地方公共団体による補助金等と重複して交付を受けた場合は、市長に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (2) 審査会で審査等を行うにあたって、追加資料等の提出を求める場合があります。
- (3) 審査の結果、また予算の関係上、申請額の全てを認められない場合があります。
- (4) 申請時に提出した関係書類、補助金交付額、審査結果、事業報告等は、公開・公表を原則とします。
- (5) 提出された申請書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 事務手続等は、「大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱」等の関係例規に基づいて行います。

## 11. お問い合わせ

大牟田市生涯学習課文化芸術担当

〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地

TEL 0944-41-2864 FAX 0944-41-2210